

第48回長野県個人情報保護運営審議会 会議録

- 1 日 時 平成 30 年 11 月 20 日（火） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 40 分
- 2 場 所 長野県庁 西庁舎 3 階 304 号会議室
- 3 出席者
（委 員） 中村会長、岩井委員、中畠委員、松江委員、宮原委員
（事務局） 竹村課長、前島企画幹、竹内担当係長、水越主事、荻原主事
- 4 議 題
（1） 意見聴取案件について
（2） その他
- 5 経 過
（1） 11 月 12 日（月） 各委員へ事務局から意見聴取案件資料を事前送付
（2） 11 月 20 日（火） 審議会の開催（別紙のとおり）
（3） 11 月 21 日（水） 意見聴取案件の審議結果を実施機関へ通知

会 長： これより第48回個人情報保護運営審議会を開催させていただきたいと思
います。本日は、新規案件が36件ございますので、よろしく願いいたし
ます。新規案件にお諮りする前に、委員の方々のご意見をお伺いしたい包
括承認案件というものがございます。包括承認という形でよろしいのかと
いうことも含めて、率直なご意見をお聞きしたいと思っておりますので、事務局
の方からまずその案件について、ご説明下さい。

事務局：（説明）

会 長： この案件について経過を補足させていただきますが、特に裁判所の要望
があったということです。基本的にこの案件は、年に3回開かれる審議会に
案件として挙がって、審議会の意見聴取の上で目的外提供するという形にな
りますが、照会があっても次の審議会まで時間がかかってしまうため、裁判
所の調査・手続きが進まないという事情から、これは「法令に基づくとき」
ということをお願いできないかという要請があった、という経過があります。
今回の事務局の提案は、個々に、事前承認という形ではなく、一覧表に記載
のある法令及び条項が、法律に基づく公益性が非常に強いものであり、おそ
らくこれまで目的外提供してはならないと言ったことがないことから、公的
な要請に迅速に対応する必要があるのではないか、という問題意識に基づく
ものです。ただ、条例上、根拠法令の条項が、提供することを義務付けてい
る場合に限っていて、それが先ほど事務局からご説明されたように、岡山县
と本県だけ。その他の都道府県は「法令に基づくとき」であれば審議会の意
見を聞かなくてよいという形になっています。やはり長野県としてはかなり
厳格な運用をしてきたという歴史があるので、今回は包括承認案件、つまり
審議会の事前の包括的な同意という扱いでどうか、というのが今回の事務局
からの提案です。私と事務局との協議の中では、条例改正という話も出まし
たが、今回は暫定的に包括承認案件で取り扱ってそのまま行くのか、そうな
ると留保事項の検討もどうするか、という話になって、その形の方がよいの
か、それとも、今後条例改正ということもあっていいのか、その辺を委員の
方々から率直なご意見をお聞きして、この案件を考えていきたいと思ってい
ます。ご意見等いかがでしょうか。

委 員： 率直に申し上げますと、将来的には条例改正を検討された方がいいと思
います。ただ、この条例を作られた担当者の方が、条例第5条第2項第1号の
「法令等に基づき、記録情報を提供しなければならないとき」を、提供する
ことが義務付けられている法令等に限定した趣旨は、より厳格に個人情報

保護することにあると考えます。

会 長： そうですね。

委 員： ですから、立法担当者と当時の議会の趣旨からすると、今までの運用は、本人からの同意がなければ審議会で意見聴取して下さいという、より慎重な取扱いだったと思います。ただ、裁判所等の要請も分かるので、おそらく包括承認、つまり審議会であらかじめの同意を得るということ、解釈運用上やっつけられたかと思っています。そうすると、厳格に運用するのであれば、やはり条例改正を検討していくべきだと考えますが、それまでの間は、折衷案として、条例の趣旨に沿って最低限審議会へ報告すべきと考えます。

会 長： 結果報告ですね。やはり、県の個人情報データを厳格に保護していきたいという要請も分からないではないです。私も先生も含めて実務的なことをやっている中で、特に子どもの親権者の問題等は、4か月後の審議会の意見聴取まで止まってしまうという形でいいのかという問題提起もあります。そうすると裁判所が、迅速化のために早めに提供してくださいという、そこには法令の根拠があるのではないかと、という意見も分からなくはない。私の実務家としての感覚からすると、公的機関からの法律上の規定に基づく照会等が不合理ということはあまり考えられません。ですので、県の趣旨はよく分かりますし、公的機関の、個人情報の提供の迅速化という要請もよく分かります。今回の事務局案というのは、暫定措置のような形で様子を見て、提供に際して留保事項を付し、事後報告を行うというものです。留保事項というのは、提供してしまえば、後は裁判所の運用にならざるを得ないということで、それを非開示にするか、調査官調査の中で非開示扱いになるのか、当事者に提供するのかということが、裁判所の判断になってしまう。

委 員： そうですね。

会 長： ですので「個人情報の取扱いについては、とにかく慎重に対応して下さい」という留保を付けて、裁判所に注意喚起をする。例えば裁判所の意見記録に関して開示をしないか、裁判長の判断に委ねられているため、それについて「慎重にお願いします」という県からの留保を付けておく。運用上、留保事項と事後報告という2つのチェックができる形でやっていきましょうというのが今回の提案です。お分かりいただけましたでしょうか。それを前提に、どうぞ。

- 委員： 条例を変えらるとなると、どういふ手続きが必要になりますか。
- 会長： 法令等に基づき「提供しなければならぬとき」といふ文言を「基づくとき」に変更します。要するに義務化しない。
- 委員： 義務化する。
- 会長： 義務化しない。
- 委員： その手続きは、簡単に出来ますか。
- 会長： 議会に提出が必要です。
- 事務局： 議会での承認になる形です。
- 委員： 議会での承認が必要になるわけですね。分かりました。
- 会長： その辺も含めて率直なご意見をいかがでしょうか。それが不要ないといふことなのか。はっきり言って包括承認案件となると、もう審議会のチェックが入らないのと一緒です。
- 委員： そうですね。
- 会長： それはどうかといふ問題にもなつてきます。しっかり整えて行くといふ話であれば、やはり条例改正すべきといふのが先生と私の意見です。ただ、これまでこういう形でやってきた県の趣旨もよく分かりますので、とりあえずこの包括承認でやってみましょうか、といふご提案になりますか。
- 委員： 私も以前からこの会議で弁護士の先生で委員をやってらっしゃる方が、「気の毒だな、これは長引いちゃって」といふことを何回も聞いたことがございます。ですので、やはり迅速な裁判をといふのが当事者の方々の想いだと思ひますし、お二方の法律の専門家が同意といふか、同じご意見をお持ちでいらっしゃって、先ほどの留保事項を付してやられてはどうかと思ひます。
- 会長： 分かりました。

委員： 私も素人ですが、まさに今会長が言われたようなことでいいと思います。今までの運用をしながら、包括と言われても事後報告ぐらいで、今のままのルールでやっていただければいいかと思います。

会長： そうですね。やってみてどんな感じになるか、大きな問題がないということであれば、また県の方で、事務局の方で、条例改正の方向でというご意向があればまたそれを検討していただければいいし、やはりこういう形で包括承認の中で事後的でもチェックしていった方がいいということであれば、この扱いで当分やっていくという方法もないではないでしょうからね。事務局の方で何かありますか。

事務局： 今いただいたご意見を踏まえて、留保事項を付し、かつ事後的に内容等も含めてご報告をさせていただきたいと思います。仰るとおり暫定的ではありますが、またご意見を頂きながら事務処理をやらせていただければ大変ありがたいと思います。

会長： ではそういう形で運用するということで進めさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは新規一般案件に入ります。案件一覧表の新規案件の1ページ、番号154番の地域振興課の案件から162番の保健・疾病対策課の案件まで、まとめて事務局の方からご説明下さい。

事務局：（説明 番号154番～162番）

会長： ありがとうございました。いかがでしょうか。何かご意見・ご質問等ございますか。

委員：（意見、質問なし）

会長： それでは次に進めたいと思います。それでは案件一覧表1ページ、番号163番の農村振興課の案件から174番のリニア整備推進局の案件までまとめて説明をお願いします。

事務局：（説明 番号163番～174番）

会長： ありがとうございました。いかがでしょうか。何かご質問あるいはご意

見ございましたらどうぞ。

委員：（意見、質問なし）

会 長： では、続いてまいります。案件一覧表 2 ページ、番号 175 番の教育政策課の案件から 183 番の県警察本部の案件までご説明お願いします。

事務局：（説明 番号 175 番～183 番）

会 長： ありがとうございます。ここまでいかがでしょうか。ご意見・ご質問ございますか。

委員：（意見、質問なし）

会 長： それでは案件一覧表 3 ページ、公立大学法人長野県立大学の番号 184 番から 187 番の案件についてご説明お願いします。

事務局：（説明 番号 184 番～187 番）

会 長： ありがとうございます。いかがでしょうか。

委員：（意見、質問なし）

会 長： それでは続きまして、追加案件が提出されていますので、番号 188 番・189 番の保健・疾病対策課の案件ですが、新規意見聴取案件追加分ということですね。

事務局： そうですね。本日お配りしております、「追加分」と記載された書類をご覧いただければと思います。

会 長： お願いします。

事務局：（説明 番号 188 番～189 番）

会 長： ありがとうございます。追加案件についていかがでしょうか。

委員： 1 ページの案件は、その他の 8 号該当でよかったですでしょうか。

事務局： 8 号該当になります。

会長： 他にはよろしいですか。

それでは以上を持ちまして本日の意見聴取案件についてはすべて終了とさせていただきます。今回の審議会におきましては、意見がついた案件がございませんでしたので、全件について適当という意見聴取ということによろしいでしょうか。

委員：（意見、質問なし）

会長： ありがとうございます。それでは議事のその他に移らせて頂きたいと思えます。はじめに議事録の確認を行いたいと思えます。事前に前回 47 回審議会の会議録を事務局の方からお送りしていると思えますけれど、記載内容について何かご意見等ございましたでしょうか。

委員：（意見、質問なし）

会長： はい。それでは、47 回審議会の議事録はこの内容で確定とさせていただきます。

続いて、次回の審議会の日程の調整をさせていただきます

（日程調整）

会長： では、3 月 28 日木曜日 15 時からということでご予定下さい。他に何かございますか。

それでは、長時間ありがとうございました。以上を持ちまして、本日の個人情報保護運営審議会を終了とさせていただきます。お疲れ様でした。